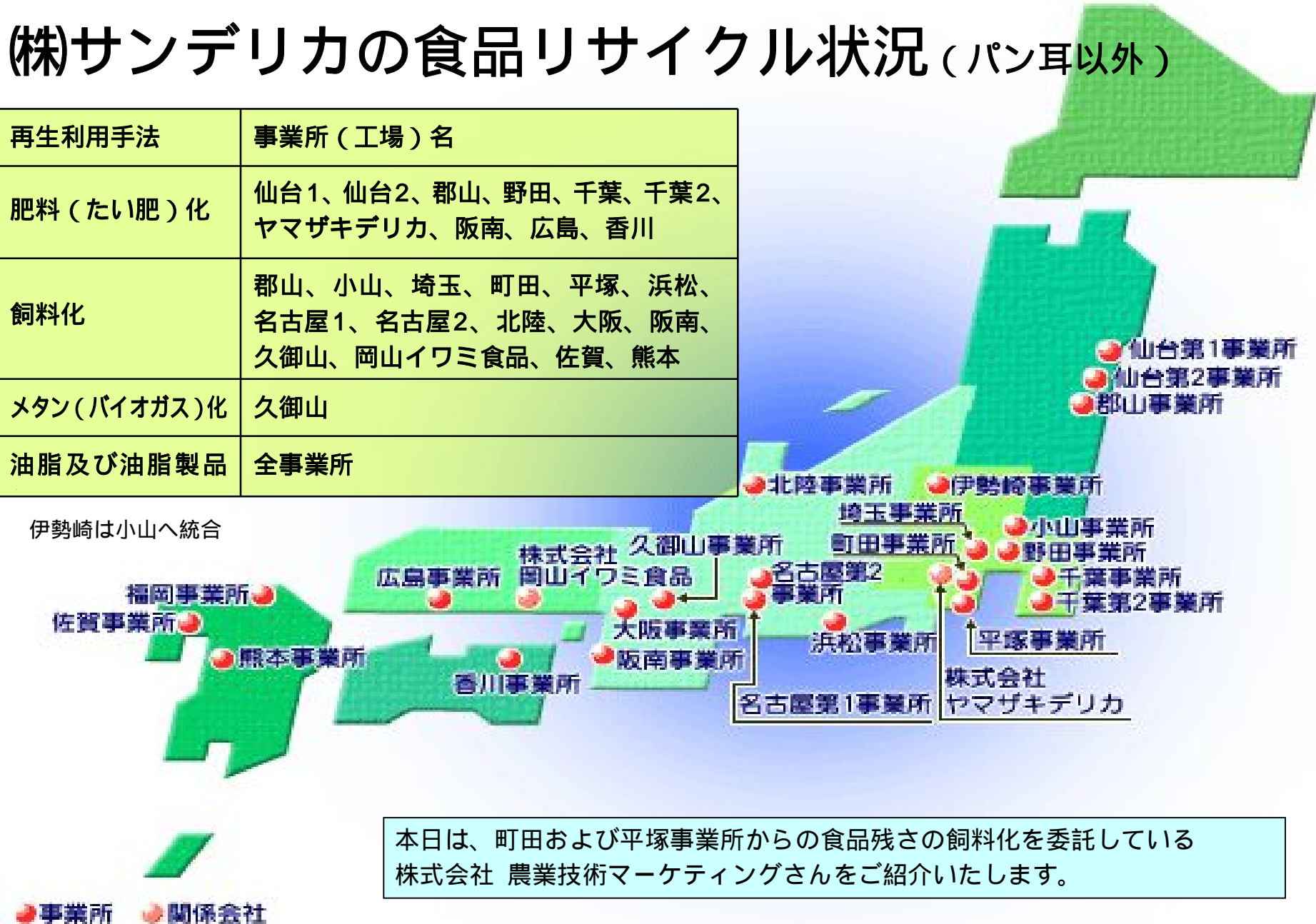


(株)サンデリカの食品リサイクル状況 (パン耳以外)

再生利用手法	事業所(工場)名
肥料(たい肥)化	仙台1、仙台2、郡山、野田、千葉、千葉2、ヤマザキデリカ、阪南、広島、香川
飼料化	郡山、小山、埼玉、町田、平塚、浜松、名古屋1、名古屋2、北陸、大阪、阪南、久御山、岡山イワミ食品、佐賀、熊本
メタン(バイオガス)化	久御山
油脂及び油脂製品	全事業所

伊勢崎は小山へ統合



農業技術マーケティング飼料化事業
レジメ

(株)農業技術マーケティング
代表取締役 根来みどり

1、(株)農業技術マーケティングの事業概要

- 1) バイオマス発電事業
- 2) 食品残渣の飼料化事業
- 3) 循環型農業事業

2、AMC行徳飼料工場について

- 1) 処理する」でなく「製造する」へ
 - ① どんな飼料をつくるのか
 - ② 料理と同じレシピ作り
 - ③ 製造管理が一番大事
- 2) 製造フロー
- 3) AMCのリサイクルフロー

3、これからの課題

㈱農業技術マーケティング（AMC）の事業概要

農業技術マーケティングには3つの柱があります

- 1、 バイオマス・バイオマス発電事業
- 2、 食品リサイクル法による食品残さの飼料化事業
- 3、 循環型農場事業

1、 バイオマス・バイオガス発電事業

本年2月に地球温暖化抑制の京都議定書が発効したことから、環境への更なる関心が高まっております。弊社は発電事業のエキスパートによる事業案件開発のオーガナイザー機能（事業パートナーの選定、ファイナンスの組成、リスクアセスメント、技術評価、経済分析、事業運営マネジメント）を生かして、バイオマス・バイオガスの発電事業開発から投資・運営までを展開いたします。

すでにタイ国において、パーム椰子の空果房を発電燃料に転換し、78,840KWh/年を発電するとともに年間約23万トンの二酸化炭素を削減する事業を立ち上げ、当社は17.5%を出資しております。本件は、経済産業省の外郭団体である独立行政法人エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）により厳密な審査のうえ、日本のCDM事業（Clean Development Mechanism）第1号案件として認められ、すでに約9億円の助成金交付が決定しております。

2、 食品リサイクル法による食品残さの飼料化事業

平成14年6月より市川市に食品残さを飼料化するAMC行徳飼料工場を稼働させました。処理能力62t/日。主に食品加工工場からの残さを仕分けし、飼料成分にあわせてレシピを作り、減圧乾燥機で水分10%以下に乾燥させ、厳密な製造管理の下で養豚飼料として販売しています。製造された飼料は国内養豚農家、自社農場をはじめ、飼料原料として海外の飼料メーカーに輸出しています。

「廃棄物を処理する」でなく「廃棄物を原料として質の良い飼料を製造する」工場です。

3、 循環型農場事業

① Kocos Farm

比国パタンガス市郊外に約3haの自社農場を所有しており、母豚200頭一貫経営の養豚をしています。本農場で使用される飼料は弊社行徳飼料工場生産された食品残さによる再生飼料が用いられています。

② 国内循環型農場

国内にも食品残さの再生飼料を使い、また、発酵床による糞尿スラリーのでない無排水養豚、その発酵床を堆肥とした野菜作り等、安心安全な有機農畜産物の生産技術の開発や利用・普及を目的とした循環型農場建設を計画しています。

農業技術マーケティング体制図

Apex Energy Ltd.

役員構成	取締役社長	農業技術マーケティング 副社長
野田耕一	取締役副社長	農業技術マーケティング
伊藤秀幸	取締役副社長	
佐藤淳	取締役副社長	

事業内容
 - 発電案件 事業開発
 - 発電案件への投資
 - ハイオオマス発電案件の開発、投資、運営

推進案件
 ◎ タイ国 1400MW ガス複合火力発電事業開発 (中部電力、香港電燈)
 ◎ タイ国 20MW 粉砕利用ハイオオマス発電事業運営 (中部電力)
 ◎ タイ国 10MW パーム糶殻利用ハイオオマス発電事業 (NEDO)
 ◎ 比国ハイナッブル糶殻利用ハイオオマス・ガス発電事業

株式会社農業技術マーケティング

役員構成	代表取締役	Apex Energy 社長
根菜みどり	副社長	環境リサイクル事業
野呂重之	取締役	技術開発、循環農場
柴田興明	取締役	発電・CDM事業
伊藤秀幸	取締役	元三井銀行取締役
金子正人	監査役	

Nature's Commodity Phil. Inc.
 フィリピン現地法人
 ◎ 飼料の輸入・販売
 ◎ 農場 (養豚) 経営

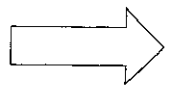
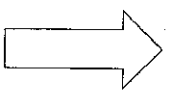


発電・CDM事業
 ◎ CDM事業開発
 ◎ 排出権取引
 ◎ ハイオオマス発電事業
 ◎ 発電設備機器の販売・仲介

循環リサイクル事業
 ◎ 食品廃渣の飼料化
 ◎ 再生飼料の販売・輸出
 ◎ 環境コンサルティング

循環型農場
 ◎ 自社製飼料による養豚
 ◎ 築替床による無排水養豚
 ◎ 堆肥製造、種苗販売
 ◎ 畜肉加工販売

Kocos Farm
 フィリピン養豚場
 ◎ 養豚農場 (母豚200頭一貫)



スラタニークリーニングエネルギー会社
 タイ国バンコック
 ◎ 10MW パーム糶殻発電事業

行徳飼料工場
 ◎ 日量62トン処理
 ◎ 飼料の販売・輸出

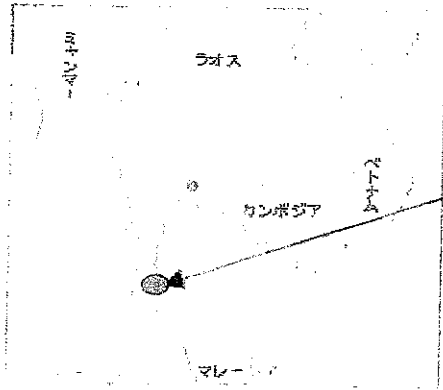
循環型農場
 ◎ 養豚場
 ◎ 堆肥設備
 ◎ 畜肉加工販売



1、バイオマス・バイオガス発電事業

プロジェクト概要

①事業実施場所(タイ国パーム油工場)



スラタニ県パンピン郡タ・サトン地区
(バンコクの南方約700km)

②事業スケジュール

2005/7 交付決定

2005/9 発電所建設着工

2005秋頃 国連へのCDM登録の為の手続き開始

(日本及びタイ国CDM承認申請、第3者機関による事業の妥当性確認等。

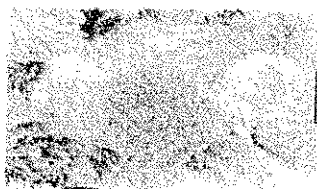
2006年中目処に国連CDM登録完了予定。)

2007/3 発電所竣工

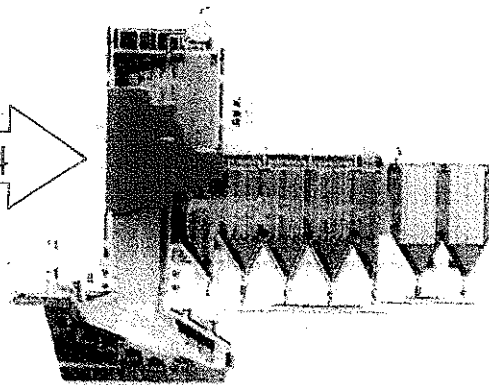
2007/4 運転開始、排出削減クレジット発生

③事業概念図

EFB(Empty Fruit Bunches)



バイオマス燃料



廃棄・野積み

腐敗・悪臭
メタン発生



バイオマスボイラー

電力



Press Release

2005.07.15



独立行政法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
ミュージアム川崎セントラルタワー
<http://www.nedo.go.jp>

理事長 牧野 力

「平成17年度CDM/JI実施支援事業」に係る助成金の交付決定について

NEDO技術開発機構は、民間のCDM/JIプロジェクトの設備導入費用を助成し、そこから得られる排出削減クレジットを日本政府へ移転する事業について、以下の通り助成金の交付決定を致しました。

1. CDM/JI実施支援事業について

本年2月に発効した京都議定書には、先進国の排出削減目標を達成するための柔軟性措置として、CDM(クリーン開発メカニズム)*1、JI(共同実施)*2などの京都メカニズムの活用が認められており、既にエネルギー効率が世界最高水準にある我が国にとって、京都議定書の目標を費用効果的に達成するためには、この京都メカニズムを適切に活用していくことが重要です。また同時に、京都メカニズム(CDM/JI事業)を通じ地球温暖化対策関連技術がホスト国側へ移転・普及することが大いに期待されるところです。

NEDOでは、我が国民間事業者によるCDM/JIを推進するため、「CDM/JI実施支援事業」を行っています。この事業は、CDM/JIとして実施予定の地球温暖化防止関連技術の設備導入等に必要となる費用の一部を助成するとともに、CDM登録後は助成に応じた排出削減クレジットを日本政府へ移転するというものです。

2. 今回の交付決定事業について

今回の公募申請受付期間(H17/4/11~5/16)に応募があった案件の中から、以下の事業について交付決定しました。

申請者 (共同申請)	株式会社 農業技術マーケティング(本社:東京都大田区) 株式会社 スラタニグリーンエナジー(本社:タイ国バンコク市)
事業名	CDM/JI実施支援事業 「タイ国におけるパーム椰子房有効利用バイオマス発電によるCDM事業」
総事業費	約25億円
助成金額	約9億円
建設期間	平成17年度~平成18年度
対象国・地域/区分	タイ国・スラタニ県/CDM事業
日本政府へ移転されるクレジット量	二酸化炭素換算で合計約110万トンを予定 /2007~2012年(6年分)
事業概要 (別添 プロジェクト概要 参照)	パーム油工場において、従来燃焼困難なため廃棄されていたパーム椰子の果実を取った後の空果房(EFB: Empty Fruit Bunch)を燃料とした発電を行い、発電会社へ売電する事業。EFBの腐敗によるメタン発生の抑止と、バイオマス燃料としての化石燃料代替効果により、温室効果ガス(メタン、二酸化炭素)の排出削減に貢献する。

なお、本事業の公募の第二期の交付申請受付については本日再開し、NEDO ホームページ上にご案内を掲載しました。(http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/)

3. 問い合わせ先

(本プレス発表の内容について)

NEDO技術開発機構 エネルギー対策推進部 吉岡、小田、櫻井 電話 044-520-5185

(その他NEDO事業についての一般的なお問い合わせ先)

NEDO技術開発機構 総務部広報室 城下、吉崎、藤田(麻) 電話 044-520-5151

なお、本件は経済産業記者会、経済産業省新聞記者会ペンクラブ、経団連会館内エネルギー記者会、文部科学省内の文部科学記者会及び科学記者会にて、同時に資料配付を行っております。

<参考>

※ 1 CDM(クリーン開発メカニズム)

先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度。京都議定書第12条に規定。

※ 2 JI(共同実施)

先進国どうしが共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度。京都議定書第6条に規定。

注)上記のほか京都メカニズムには、各国の削減目標達成のため、先進国どうしが排出量を売買する制度として「排出量取引」が、京都議定書第17条に規定されています。

(備考)「NEDO技術開発機構」は、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」の略称です。